

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度第1回所沢市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	平成28年10月25日（火） 午後 1時55分 から 午後 2時25分まで
開 催 場 所	市庁舎 高層棟 601会議室
出席者の氏名	石上 泰州 委員 小寺 智子 委員 徳永 眞澄 委員 深田 登志子 委員
欠席者の氏名	植村 尚史 委員
説明者の職・氏名	
議 題	(1) 会長・職務代理の選任について (2) 会議運営について (3) その他
会 議 資 料	(1) 会議次第 (2) 機構図 (3) 審査会委員名簿 (4) 所沢市情報公開条例 (5) 所沢市個人情報保護条例 (6) 所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例 (7) 所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領 (8) 不服申立てがあった場合の事務の流れ（フロー図） (9) 情報公開制度・個人情報保護制度に関する不服申立手続の変更
担 当 部 課 名	市民部長 鈴木 康人 市民部次長 鹿島 仁 市民部市民相談課長 前田 広子 市民部市民相談課市政情報センター所長 敦賀 直幸 市民部市民相談課市政情報センター主任 岡崎 晋二郎 電 話 04（2998）9206

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>まず始めに、市民相談課前田課長の司会により開会。市民部鈴木部長から出席した各委員に委嘱状の交付を行った。（委嘱期間は平成28年10月1日～平成30年9月30日までの2年間）</p> <p>続いて、鈴木部長が挨拶し、続いて石上委員、小寺委員、徳永委員、深田委員が挨拶を行った。その後、事務局職員の紹介を行った。</p> <p>（1） 会長・職務代理の選任について（公開）</p> <p>本日の審査会は情報公開・個人情報開示に係る審査案件が無いため、会議公開の原則に基づき、公開で行うこととした。</p> <p>会長については、所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定に基づき、経験豊富な委員が会長となる事が望ましいとの意見も出された事から、徳永眞澄委員が互選された。</p> <p>職務代理については、所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第3項の規定に基づき、植村尚史委員が指名された。</p> <p>ここで、市民部長及び市民部次長は所用のため中座した。</p> <p>（2） 会議運営について（公開）</p> <p>会議の運営方法について、会議資料「所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領」、「不服申立てがあった場合の事務の流れ（フロー図）」及び「情報公開制度・個人情報保護制度に関する不服申立手続の変更」に基づき、市民相談課市政情報センター敦賀所長が概要の説明を行った。主な説明内容は以下のとおり。</p> <p>●審査方法のながれ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件の案件に対し、審査会の会議として4回程度集まり、状況の把握、意見聴取、口頭意見陳述、答申の検討、答申の作成を行う。 <p>●行政不服審査法の改正に伴う審査方法の主な変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「異議申立て」と「審査請求」に分かれていた不服申立ての手続きが「審査請求」に一元化された。 ・審査請求期間が60日から3ヶ月に延長された。 ・審査請求人、参加人の申立てによる口頭意見陳述の実施義務化。 ・口頭意見陳述が、個別出席形式から対面形式になった。 ・口頭意見陳述において、審査請求人、参加人に処分庁への質問権

	<p>が付与された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会議の公開・非公開について <ul style="list-style-type: none"> ・不服申立てに関する審査の場合は、原則非公開で行う。 ・情報公開及び個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べる場合は、原則公開で行う。 ●提出資料の閲覧等について <ul style="list-style-type: none"> ・提出資料の閲覧又は写しの交付の申出については書面で行うものとし、その諾否は原則として15日以内に書面で行う。 ●会議記録の作成について <ul style="list-style-type: none"> ・会議開催の日時及び場所、出席者の氏名、事案の件名、議事概要、その他必要事項を記載した会議録を作成し、出席した委員の承認を得て確定するものとする。 <p>(質疑なし)</p> <p>(3) その他(公開)</p> <p>委員より議題(2)に関して質問があり事務局が回答した。主な質疑の内容は以下のとおり。</p>
徳永会長	<p>意見聴取・口頭意見陳述は対面形式でなければならなかったのですか。個別に聴取する形式はできないのですか。</p>
事務局	<p>対面形式で行うことになりました。審査請求人にとっての公平性や利便性を向上させるための改正となっています。</p>
岩上委員	<p>参加人とは何ですか。</p>
事務局	<p>参加人とは、審査請求人の他に、審査請求に係る処分に利害関係を有するものと認められる者をいい、審査会の許可を得て、審査請求に参加することができます。</p>
小寺委員	<p>資料3によると、審査請求は市政情報センターに対して行う場合と文書行政課に対して行う場合があるようですが、どちらに審査請求するかは審査請求人が自由に定めることができるという主旨ですか。</p>

事務局	<p>個人情報開示請求及び公文書公開請求に係る決定処分に対する審査請求は市政情報センターあてに行っていただき、その他の行政処分に対する審査請求は文書行政課あてに行っていただきます。市政情報センターでは市民向けに請求手続きのリーフレットをご用意しておりますし、どちらに請求手続きをすればよいかわからない方がいらっしゃれば、お互いにご案内する等、対応させていただきます。いずれにしても、こちらの審査会ではこれまでどおり情報公開・個人情報保護に関する内容を審査していただきます。</p>
-----	--